

総務常任委員会

1 開 議 平成28年3月14日(月) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第12号 大田原市職員の降給に関する条例の制定について

日程第 2 議案第13号 大田原市行政不服審査法施行条例の制定について

日程第 3 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

日程第 4 議案第16号 大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第17号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第18号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第20号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第21号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第22号 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	君	島	孝	明	出席
副委員長	高	木	雄	大	出席
委員	滝	田	一	郎	出席
	中	川	雅	之	出席
	前	野	良	三	出席
	引	地	達	雄	出席
	小	野	寺	尚	出席

当局	総合政策部長	佐藤	英夫	出席
	総務課長	櫻岡	賢治	出席

事務局	藤原	和美	出席
-----	----	----	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（君島孝明君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤総合政策部長、櫻岡総務課長です。

◎議案第12号 大田原市職員の降給に関する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第12号 大田原市職員の降給に関する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきまして本会議において当局の説明は受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第12号 大田原市職員の降給に関する条例の制定につきましては、改正地方公務員法の施行に伴い、職員の意に反して職員の給料を降給することに関して規定をする必要があるため、条例を制定するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 櫻岡総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） それでは、議案書31ページをごらんください。この条例の制定の趣旨につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、人事評価制度を導入することに合わせ、分限事由について勤務実績のよくない場合の判断について、人事評価及び勤務の状況を示す事実を照らして行うことが明確化されたことに伴いまして、地方公共団体においても国の取り組みを踏まえ、条例制定が求められていることから、本条例を制定し、あわせて既存の大田原市職員の分限に関する手続及び降給に関する条例についても、本条例と同様に受診命令に従う義務を規定する改正を行うものです。

それでは、28ページをごらんください。大田原市職員の降給に関する条例、第1条は、本条例の目的を規定するもので、この条例は地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定める旨規定をいたします。

第2条は、降給の種類を規定するもので、降給の種類は降格及び降号の2種類であることを規定します。

第3条は、降格の事由を規定するもので、1つ目の事由としては、次のア、イ、ウのいずれかに該当する場合、任命権者が必要であると認めるときで、アとしましては、職員の努力評価、または業績評価の実施権者による確認が行われた全体評価が最下位の段階である場合、その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他市長が定める措置をとったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されていないときであって、当該職員がその職務の級に分類されてい

る職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イは、任命権者が指定する医師2名において、心身の故障があると診断され、その故障のために職務の遂行に支障があり、またはこれにたえられないことが明らかである場合。

ウとして、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くことを認められる場合において、指導その他市長が定める措置をとったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

2つ目の事由としましては、職制もしくは定数の改廃または予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合と規定しますが、この場合職員のいずれかを降格させるかは、任命権者が勤務成績、勤務年数、その他の事実に基づいて公正に判断して定めるものとしたします。

第4条は、降号の事由を規定するもので、職員の定期評価の全体評価が最下位の段階である場合、その他勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合であって、かつその職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他市長が定める措置をとったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合、必要があると認めるときは、当該職員を降号すると規定いたします。

第5条は、通知書の交付を規定するもので、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならないという規定です。

第6条は、受診命令に従う義務を規定するもので、職員が第3条第1号に規定する診断を受けるように命ぜられた場合には、これには従わなければならない旨を規定するものです。

第7条は委任規定でありまして、この条例の実施に関し必要な事項や規則で定める旨を規定いたします。

附則といたしましては、施行期日ですが、この条例は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行の日から施行します。具体的には28年4月1日からということになります。

また、既存の大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正し、第2条第2項の次に第3項として、職員は第2条第1項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならないことを規定いたします。

以上で議案第12号 大田原市職員の降給に関する条例の制定について説明を終了いたします。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 初めにこの条例なのですが、どういう位置にこれは位置しているのかお伺いしたいのです。例えば地方自治法とか、その下の大田原市の就業規則、その就業規則と並列するのか、あるいは就業規則と両立だけで、またさらに懲罰規定があるとか、あるいは昇給に関する条例があるとか、ちょっとその辺の整理をお願いしたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） もともとこれは分限条例があるわけですが、その分限条例の中に職員の意に反して降任、免職、休職の手続があります。そのあたり今まで人事評価というのが入っていなかったわけですが、今回その地方公務員法上、人事評価が入ってきましたので、その分限の中に人事評価

を組み込んで、今まで分限条例上は不法に免職、休職という処分について書かれていたのですけれども、今回降給ということで降格と降号を規定したという形になります。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 済みません、ちょっとよく。今の話はわかるのですけれども、今一般的に……

○委員長（君島孝明君） マイク使ってください。

○委員（滝田一郎君） 就業規則であるとか、さっき申し上げましたような各種の職員に対する部分、その部分がどういう位置づけ、位置づけとこのか、何をもとになって、何と、何と、何の条例があって、それで市の職員が成績に関してはこれで昇給するとか、今回逆に降格なのですから、そういう部分、あるいは降格の逆の昇任に関するものとか、そういう部分がどういうふう整理されているのかをお伺いしたいのです。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） この条例自体は、今言ったように分限の関係部分ではあるのですけれども、人事評価が入ってきたことによって、昇任といいますか、昇給関係、あるいは勤勉手当に対する成績不振に対する加算とか、あるいは逆に言うと減算とかという形の評価の位置づけになっていると思います。だから、整理といってもなかなか難しいのですけれども、この人事評価が入ってきたことによって、今までは勤務評定という言い方だったので、人事評価が入ったことによって、その評価によって通常の一般の職員よりも評価が高ければ給料の上がり方が割り増しになりますし、逆に言うと評価が低くなれば給料の上がり方が下がっていくというような考え方が通常の評価よりも下がるので、評価自体が下がれば、給料自体のアップ率も下がっていくというような形になります。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 私からも補足でご説明しますが、滝田委員のお話はほかの法律、この条例との関係という、基本的には全て上位法としては地方公務員法の中に給与に関する事、あるいは分限懲戒に関する事の大きな原則が法律上規定されていまして、それを受けて給与条例なり懲戒処分に関する条例、それから分限条例、今回の降給に関する条例ということで、位置づけとしてはほかの条例と並列という形で、それぞれに運用するという事、条例関係となると給与条例、懲戒条例、分限条例と今回の降給条例は並列の形で運用されるということになります。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 私のほうからページ数で言うと28ページになります。その中の第3条のアの部分なのですが、職員の能力評価または業績評価の実施権者というような形で書いてあるのですが、評価をする分限というのは誰に、実際的には誰なのか。またその評価された個人もその評価というのは、どういう形で残すのか。何だかんだで残したのは、その個人のずっと永遠とした評価になるのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 評価につきましては、大田原市の職員人事評価の実施に関する規定というものを今現在設けている最中でして、4月1日から施行する予定でありますけれども、評価書自体は、評価自体は1次評価、2次評価、それから評価判定会議というものを設けます。1次評価というのは、基本的に

被評価者、評価される側の1つ上の職務段階にある評価者が評価して、評価すると。調整者はその上の方という形になります。例えば係長が被評価者であった場合には評価者は、第1次評価者は課長と。その評価に対する調整者が部長というような形で、被評価者側の1つ上の段階の者が評価すると。最終的に評価判定会議というものを設けていまして、判定会議は副市長をトップに、部長と言われる方13人の方々が評価をすると、それを最終的には市長に報告するというような形になります。それは、最終の評価の実施者です。どういう形で残るのかということですが、評価書自体は最終的には人事台帳といいますが、そういったところに残っていきますので、評価そのもの自体はずっと残っていくことになっていると思います。その評価の書式というのですか、評価されたそのもの自体は、地方公務員法上は要するに不服審査といいますが、不利益処分による不服審査は処分を受けてから1年間という規定がありますから、書類としては、1年以上は残さなければならないと思うのですが、特に決まりはないと思うのですが、3年ないし5年ぐらひはその評価調書は保管しておく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） もう一つなのですが、第3条の中のイの部分なのですが、その任命権者が指定する医師2名によってということですが、これは2人の医師の診断を必ず受けなければならない。また、その医師というのはもうある程度決まったお医者さんになると思うのですが、その辺は市のほうとしては、指定しているお医者さんとか、そういう形ではいるのかどうか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 特に市としてこの人に受けてくださいという規定はございませんで、一般的に考えられるものは本人の主治医です。あと市の産業医がいますので、市の産業医というふうな形になろうかなというふうに思っております。特に規定は今ありませんので、2名の医師という形になります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） まず、定期評価というのがあるわけがございます。これは2年くらい、2年なのでしょうか、2年かな、こういうのはどうするのですか、そこらあたりをまず。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 評価の期間ということでよろしいですか。

○委員（小野寺尚武君） はい。

○総務課長（櫻岡賢治君） 先ほど言いましたように大田原市職員の人事評価の実施に関する規定というものを設けておきまして、一応その勤勉手当、その評価を勤勉手当に反映させるということになりますから、半年ごとの評価を1つの期間としています。4月から9月いっぱい、10月から3月いっぱい。基本的にその前半の部分で評価したものが12月の勤勉手当に反映させる。10月から3月までの評価を翌年の6月の勤勉手当に反映させるというような形で、最終的にその1年間の評価を給与のほうに反映させるというふうな形になります。評価の期間としては半年ごとということになります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） この3条の（1）のウなのですけれども、職務を遂行することについての適格性を判断するに足りるという文言があるのですけれども、これは人事異動で異動によって、例えば上で人事異動します。この方は例えば自分に向いているとか向かないとか、上に言われたところは向かないとか、いろいろ、大体わかると思うのです、長年勤めていれば。それを加味しないで異動させて、こういったことが出てきた場合もということもあると思うのです。いついつやりますか、よく名前出しているようではないですけれども、ある人物で、こちらで異動させたというのがありますから、そういうこともあるだろうと思うのですけれども、そういう点、何とも考慮しなくてはならないのではないかなと思うのですけれども。それと、最近、これら今これ改正になっている、改正前ですけれども、これらに当たるような処分事例というものがあるのかどうか、それはどうでしょう。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） ウの規定を読みますと、適格性を欠くと認められる場合において、指導その他市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないときということですから、文章そのもの自体は1回のというか、短期間のというのですか、そういった形だけで評価されるものではないということでも市長がそれなりの措置をとったと。でも、なおかつ適格性が欠くというようなことなものですから、要するにやっぱり職員によっては決められたことをやっていくのが得意な人と、企画、立案をすることが得意な人とか、いろいろいると思うのです。そういった人が自分の適格、得意な分野ではない部分に配属されたときにはそれなりにまた、人事評価は通常1年間なのですけれども、短期間での人事異動も現実的にはありますし、そういったことをやっていったにもかかわらずということですから、そう短期間のうちに評価されるべきものではないだろうというふうに思います。

あと、実績はどうなのかということに関してはちょっと特に、これからつくるわけなので、どうしても今言われたように人事異動が通常4月1日人事異動ですけれども、短期間のうちに人事異動される場合もあるということが実際としてはあるということです。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 実績というのは、これ始まる前に現在の状態に置きかえてみて、それに当てはまるような事例があったかどうか。というのは、うちの町内なのですけれども、お亡くなり、自分で命を落とした方が、職員がいるのです。そうすると、もうもともと自分としては近所ですから、私が、ちっちゃいころから見ている子供でしたから、非常に引込み思案、私に挨拶もできないような職員だったのです、ずっと常日ごろ。その方がお亡くなりになったのですけれども、親にしてみると、まさかそうだと思うなから、自分ちの子供。そういったとき、難しい職場へ配属して、こういったことがあれば、降格満場一致で救われたでしょうけれども。そういったときですね。これが逆に降格するとか云々ではなくて、手を差し伸べて助けてあげるといふことも必要ではないのかと、人事異動で。そこのところちょっと、そういった意味ですけれども、それは結構です。

それと、全体評価なのですけれども、これは業務評価とか、能力評価だけでやるのですか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 人事評価自体は能力評価と、業績評価の2つに分けて、それを総合的に評価するというふうになっています。能力評価というのは、職務段階ごとにこういう能力が必要ですよというの

を明確にして、評価をするという形をとります。例えば部長級ですと、知識、理解判断力、企画力、折衝調整力、管理統率力、指導育成力、そういった項目を細かくつけて、あるいは課長なら、係長ならばという、そういった項目をつけて、それが実際にどれだけ発揮されたかというのを先ほど言いましたようにその半年間で評価をすると。

業績評価については、その半年、始まる前にことしはこういうことが課題としてありますよということをして、それがその半年間、通常1年間を通して、その目標設定をして、この半年間ごとに、半年のときにはこの目標がこの辺の段階まで行かせますという業務目標、それを設定した上でその半年ごとにそれがどこまでできたのかというような評価をすると。それを総合的に判断した上で全体に報告するという形をとります。評価としては、Sから、S、A、B、C、Dの5段階の評価をする。5段階ですから、S、A、B、Bが中ですね、真ん中ですが、それは標準というような形になる。そういった評価を実施する予定であります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 小野寺委員の1つ前のご質問でちょっと補足的にご説明します。

大田原市では、これはほかの条例は職員の意に反して行う措置の規定を定めるもの。職員の意に沿って希望降任制度というのを既に設けております。例えば実際係長あるいは課長に昇任したけれども、その職にたえないという例が実は過去にもありました。それについては、本人から申し出があった場合には下の職におろすという希望降任制度というのがありますので、これについては、今後も運用する予定です。委員おっしゃった今回の職員の不幸な状況、それは重く受けとめていますが、今後とも職員の意に沿った形の措置も今後続けていく予定です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第12号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 大田原市職員の降給に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第13号 大田原市行政不服審査法施行条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第2、議案第13号 大田原市行政不服審査法施行条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第13号 大田原市行政不服審査法施行条例の制定につきましては、新しく行政不服審査新法がことし4月1日から施行されることに伴い、大田原市で新たな第三者機関を設ける等の規定を設ける必要があるため、新しく条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案第13号 大田原市行政不服審査法施行条例の制定についてご説明いたします。

議案書補助資料の38ページをごらんください。この条例制定の趣旨につきましては、行政不服審査法の全部改正、新法と言いますけれども、平成26年6月13日に公布されまして、28年4月1日から施行されることに伴いまして、新法では不服申し立て制度の審査請求一元化、審理員審理の導入、行政上の判断する第三者機関への諮問制度が新たに位置づけられましたが、その審理員制度ほか、審理手続における書類等の写しの交付等が規定され、①として審理員審理の例外を定めるもの、それから②として、書類等の写しの交付に係る手数料に関するもの、それから③として、行政庁の審査請求に対する再三の妥当性及び公平性をチェックする第三者機関の設置、その運営に係るものの3つ事項については、条例において定める旨の規定がなされたところです。

40ページ、お願いしたいのですけれども、行政不服審査制度の主な改正内容として、公正性の向上として、審査請求人と処分庁の主張の審理について、その処分に関与しない者が審理員となって、両者の主張を公正に審理し、審査庁及び裁決するに当たっては有識者から成る第三者機関がその判断の妥当性をチェックし、裁決の公正性の向上を図るとともに、審理手続における審査請求人の権利を拡充して、証拠書類の閲覧、謄写、そういったものの交付を求めることができることになりました。下の図は、送付書の資料を一部修正したものですけれども、担当課による行政処分の結果、審査請求から審査庁における裁決の欄が示されておりまして、左側が現行制度で、右側が今回の改正法というふうになります。

次のページに行きまして、2つ目に使いやすさの向上として、これまで審査請求期間が60日であったものが3カ月間に延長されたということと、原則として不服申し立ての手続が審査請求に一元化されたということになります。

43ページに移動しまして、新たに規定された審理員と第三者機関との関係について、より具体的な手続の流れについてご説明いたします。1番目の図、市長の処分に対する審査請求を例に挙げて説明いたしますと、まず①の市長の処分に対して、②の審査請求人から審査請求が出され、指名された審理員が双方の主張④に基づき⑤の審理を行い、裁決の案となる意見書が⑥、市長に提出されます。そして、その意見書の内容について、市長が第三者機関である行政不服審査会に⑦で諮問をしまして、行政不服審査会は⑧、調査審議して、妥当性及び公平性をチェックして、⑨、市長に答申します。市長はその答申を受けて、審査請求人に対して⑩の裁決をするというのが今回の制度の概要になります。

38ページに戻っていただきまして、先ほどもご説明しましたが、この条例で定める事項としましては①の審理員審理の例外を定めるもの、それから②の書類等の写しの交付に関する手数料等に関するもの、③の行政庁の審査請求に対する裁決案をチェックする第三者機関の設置及び運営に関するものを規定しております。本条例では、主に②及び③について必要な事項を定めるものでありまして、①の審理員審理の例

外を定めるものについては、次の議案第14号において関係条例を一括して改正いたします。

それでは、条例の内容を説明しますので、35ページをごらんください。第1条に趣旨、第2条に定義を規定し、第3条として弁明書に添付する書面を定めます。これは審査請求の対象となる行政処分に関連して、事前に聴聞とか弁明の機会の付与を行っていた場合には、処分庁が提出する弁明書に添付することになります。第4条から第7条は、手数料に関する条文です。第4条第1項で書面等の交付手数料の金額を定めるとともに、第2項では送付、郵送等を希望する場合の対応を定めます。手数料の額は大田原市の情報公開条例及び大田原市個人情報保護条例との均衡を勘案し、1枚当たり20円というふうにいたします。第5条で納付方法を定め、第6条では減免規定として納付する資力がないと認めるとき、または特別の理由があると認めるときは減免または免除をするということを規定いたします。第7条は準用規定でありまして、行政不服審査法に手数料に関しての読みかえ規定があることから同じく準用いたします。

36ページに移りまして、法第8条から第14条は大田原市行政不服審査会の設置及び運営に関する条文となります。8条では、審査会を設置することを規定し、9条はその組織になりまして、審査会は5人以内の委員で組織いたします。10条は委員について規定し、任期を2年、補欠の委員の任期を前任者の在任期間再任されることができて、任期満了後、後任者が離職されるまで引き続きその職務を行うこととしています。あわせて委員の解任事由を定めております。11条では守秘義務を規定し、12条では会長は委員の互選によることとし、審査会を代表し、会務を総理することといたします。なお、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ示す委員が代理することといたします。13条では、会議について規定し、会長が招集して議長となります。また、審査会の委員の過半数をもって会議を開くこととし、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。第14条は、総務課において庶務を処理することといたします。

37ページは、第15条は委任規定といたします。

なお、附則といたしまして、この条例は法の施行の日から施行します。実際の施行の日につきましては、行政不服審査法の附則において政令で定める日と規定されておりまして、政令は先日公布されておりまして、施行日は28年4月1日ということになります。

以上で議案第13号 大田原市行政不服審査法施行条例の制定について説明を終了いたします。よろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） ページ数でいきますと、36ページになりますか、この条例の中の第9条の中に上から6番目ぐらいですか、第9条の中に審査会は委員5人以内をもって組織するという形なのですが、補助資料の中で委員は弁護士であるとか大学教授であるとか、市職員OB、一般市民という形なのですが、実際的に本会議の中でも質疑があったと思うのですが、例えば市外の方でもいいという話もあったと思うのですが、今回不服審査会の中は、実際的に言えば裁判関係にもある程度つながってくる部分もあるので、5人の中で例えば弁護士を3人とか、そういうふうな特定な、5人の中の大学教授であるとか市職員OBとか入れなくても、例えば裁判とかあって、法律上やっぱり詳しい人間という形で考えた場合は弁護士だけとか、そういう形の考え方というのがあるのかどうかをまずお伺いいたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） タブレットで言いますと、39ページになりますけれども、そこに概要という文を載せております。議員ご質問の弁護士だけでもいいのではないかと、そういった考えはあるかということですが、今うちのほうで原案として考えているものとしては、そこに掲げている方々を入れようというふうに考えております。国、県からの通知によりますと、個人情報保護審査会の委員、あるいは情報公開審査会の委員、そういった方々と兼務されることも可能ですよというような通知がございまして、本市としましてもそういった今現在お願いしているメンバーにお願いしたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） そうしますと、ある程度原案的なものとか案的なものはもう市のほうでは考えてやっている。できたら4月施行日というような形なのですが、多分4月1日からという形にはなると思うのですが、その辺がある程度の案的なものは考えているという考えでよろしいのですか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 先ほど申しましたように、案としましては個人情報保護審査会あるいは情報公開審査会の委員のメンバーにお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 現在の本市の不服申し立ての状況をまず説明願いたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○委員（小野寺尚武君） あとは、現状がどうなっているかです。

○総務課長（櫻岡賢治君） 不服申し立てがあったかどうかということですね。件数的にはちょっと把握はしていないのですが、今年度は私が把握している中では、税務関係で1件あったと思いました。あと3年ぐらい前だったですか、固定資産評価審査委員会の固定資産評価に関しての審査請求ですか、それがあったと思います。全てを把握しているわけではない、申しわけない、そんな程度です。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今度は、不服申し立て、これが61から3カ月延長になったというところ、補助資料の43ページの一番上の段です。市長の処分に関する審査請求で、審査請求人が、左側は④、反論書等で主張で反論、主張って自分で主張する、反論書等と書いてありますね。その次に審理員とありますけれども、それのところに指名と書いてあるのですけれども、これらは人数的な指名のことを言っているのか、そのところをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 人数ではなくて、審理員の職員を指名するときのものになります。

○委員（小野寺尚武君） わかりました。結構です。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 資料40ページなのですが、改正後、第三者機関、地方公共団体は単独で設置するほか共同設置、他団体への委託または事件ごとの設置が可能というふうに書いてあるのですが、近隣市町というか栃木県内の動向としては、全て市単独でこれは設置、公開しているのでしょうか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 済みません。全てを調べているわけではないのですが、この第三者機関を設置するに関して、市町村会なんかでも、要するに小さい行政機関といいますか、情報公開について、これを全て精査するのは非常に難しいのではないかという話があって、できれば県でやってくれないかとか、そういうところもあったのです、意見としては。ただし、県の回答としては、それぞれの不服申し立てというのはそれぞれの処分に対してですから、当事者がやったことにはやっぱり当事者が一番わかっているでしょうということで、基本的には単独でつくってくださいというような形になったと思うのです。ですから、調べているわけではないのですけれども、基本的には皆さん、単独でつくっているところが多いというふうに思います。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第13号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 大田原市行政不服審査法施行条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第3、議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、新しい行政不服審査制度の施行に伴い、市の既存する5つの条例について、その整合性を整理するため、関係部分を改正するため制定するものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案書補助資料の48ページをごらんください。この条例の制定の趣旨につきましては、行政不服審査法の全部改正、新法と言いますけれども、及び行政不服審査法の施行に伴う関係法

律の整備等に関する法律、整理法と言いますけれども、が公布されまして、28年4月1日から施行されることに伴いまして、既存条例の条文の整備等を行う必要がありますことから本条例を改正し、関係する5つの条例の改正を行うものでございます。改正条例の対象としましては、①大田原市固定資産評価審査委員会条例、②大田原市税条例、③大田原市行政手続条例、④大田原市情報公開条例及び⑤大田原市個人情報保護条例の5つの条例となります。

また、各条例の主な改正内容としましては、固定資産評価審査委員会条例につきましては、固定資産評価の審査の申し入れ及びその審査の手続について、新法に準じた審理手続を規定するために、関係部分を改正いたします。あわせて引用条項の改正を行います。大田原市情報公開条例及び大田原市個人情報保護条例につきましては、整備法において行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたこと、新たに情報公開請求及び個人情報の開示請求等に係る不作為、要するに新法令に基づく申請に対して何ら処分をしないことについて、両法律に基づく情報公開審査会及び個人情報保護審査会の諮問の対象としたということから、条例においても両法律と同様に措置を講ずるために関係条文を改正するものです。

49ページに移りまして、また新法では、審理員審理が導入されましたが、新法第9条ただし書きの規定による例外規定として、審理員を指名しなくとも第三者から成る組織による審理でやる場合には、審理の公正性が確保される場合には、条例に特別の定めを置くことで審理員審理の適用除外とすることが規定されております。これに該当するものとしては、大田原市情報公開審査会及び大田原市個人情報保護審査会については、弁護士、大学教授及び一般市民から現在大田原市では構成しておりますので、第三者機関としての性格を持っておりますので、十分に公正性が確保されていますことから、この審査会の審理手続については審理員手続の適用除外というふうにしたいということで関係条文を改正いたします。

また、その審理員審理が適用除外であっても新法9条第3項において読みかえ規定で審理手続について規定が適用されますことから、条例中の規定を整理いたします。さらに、整備法では、各法令中、異議申し立てや不服申し立てというものが審査請求、裁決または決定というものが裁決に改められたことに伴いまして、関係条文中の用語を改正します。あわせて所要の改正をいたします。以上が制度の概要となります。

それでは、条例の内容を説明しますので、50ページの新旧対照表をごらんください。まず、大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、第4条第2項第1号中、「住所」の次に「または居所」を加え、同条第3項中、「行政不服審査法第13条第1項」を「行政不服審査法施行令第3条第1項」に改めまして、同条に第6項として、審査申出人は代表者等がその資格を失ったときは、書面で委員会に届け出ることを加えます。第6条は、書面審理についてですが、第2項として弁明書の提出については電子情報処理組織を使用して弁明された場合でも弁明書が提出されたものとしてみなしますということを規定しまして、ただし書きを削って、同法同条第3項として第3項を第4項といたします。

51ページに移りまして、第5項として委員会は審査申出人から反論書提出があったときには、これを市長に送付する旨を規定いたします。第11条は、委員会の決定書の作成について、第1項中においては、「においては、」の次に、「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」ものを加え、同項に1号、主文、2号、事案の概要、3号、審査申出人により市長の主張の要旨、4号、理由を加えます。

52ページに移りまして、大田原市市税条例の一部改正については、18条の2中、「不服申立て」を「審査請求」に改めます。

53ページへ移りまして、大田原市行政手続条例の一部改正については、第3条第10号中、「異議申し立て」を削り、「裁決、決定」を「裁決」に改めます。19条の第2項第4号中、「ことのある」を削ります。

54ページに移りまして、大田原市情報公開条例の一部の改正につきましては14条の見出し中、「不服申立て」を「審査請求」に改めまして、第1号中、「決定」の次に「または情報の公開の請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法の規定に基づき不服申し立て」を「審査請求」に改め、第2項を「情報の公開の請求に対する決定または情報の公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は適用しない」と改め、第3項を削ります。14条の次に14条の2を加えます。ここでは、審査会への諮問等を規定し、「実施機関は、情報の公開の請求に対する決定または情報の公開の請求に係る不作為について審査請求があったときは、各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく大田原市情報公開審査会に諮問しなければならない」とし、第2項として、諮問は弁明書の写しを添えること、第3項として実施機関は、審査会から答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく当該審査請求に対する裁決を行わなければならない旨を規定いたします。

55ページへ移りまして、第15条第1項中、「前条第1項の不服申立て」を「14条1項の審査請求」に改め、第2項中「任命」を「委嘱」に改め、第4号及び第5号中「不服申立人」を「審査請求人」に改めます。

56ページに移りまして、大田原市個人情報保護条例の一部改正については、目次中「第4章不服申立て等(第33条)」を「第4章審査請求(第33条・第33条の2)」に改めます。第4章中「不服申立て」を「審査請求」に改めます。第33条見出し中、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「及び利用停止の請求」を「もしくは利用停止の請求(以下「開示請求等」という。)」に改め、「決定」の次に、「または開示請求に係る不作為」を加え、行政不服審査の規定に基づき「不服申し立て」を「審査請求」に改め、第2項を「個人情報の開示請求等に対する決定または開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない」と改め、3項を削ります。第4章中第33条の次に第33条の2を加えます。ここでは、情報公開条例と同様に審査会の諮問等を規定いたします。

57ページに移りまして、34条1項中「前条第1項の不服申立て」を「33条第1項の審査請求」に改め、第2項中「任命」を「委嘱」に改め、第4項及び第5項中「不服申立人」を「審査請求人」に改めます。

附則といたしまして、この条例は行政不服審査法の施行の日、28年4月1日から施行しますと規定いたします。

以上で議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について説明を終了いたします。よろしくお願いたします。

○委員長(君島孝明君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

滝田委員。

○委員(滝田一郎君) 何か所かに不作為という言葉が出てくるのですが、この言葉というのは市の職員の方とかでは通常用いられる言葉なのでしょうか。私、感覚的には今ちょっとこれ見ていましたら、

法律に関して積極的に何かしないことみたいな表現で、これは簡単に言ってしまえば開示請求拒否したことに対してという意味だというふうに私理解したのですけれども、市の法律を専門にする部署との調整でもこういうことになって、他の市町でもそうなのでしょうけれども、もう少しこれは具体的な表現できないのでしょうか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 法令用語ということですので、不作為という、今言われたように申請に対して何の処分も下さなかったということですので、基本的に法律的な用語として不作為というのが出てくるものですから、確かにもっと簡単にすればいいのかなというのはあるかもしれませんが、法律用語として不作為という形で規定をさせていただいたと。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今回のこの改正、条例改正、市当局にしてみれば、仕事って言っていいかどうかわかりませんが、煩雑に、余計な部分がふえてきたような感じするのですけれども、提出する文書等、掲載で出す文章とかになると、これらの関係でどうなのでしょう。今までと違って仕事の量がふえるとか、仕事との、こういったかからなければ別ですけれども、もしこういった議案が出てきて、今までと違って複雑化するのではないかと、これ私の意見ですが、関係する文書をどう見えていますか。そこらのところを教えてください。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今回行服法の改正自体は国民といいますか、市民に対する権利の拡大ということですから、行政側とすれば拡大された部分だけ仕事がふえるということは確実な話です。先ほど議員から質問されたように審理員を指名ということは、今まで審理員というのはいなかったもので、その審理員は役所の職員になるわけですが、その分の仕事はふえますし、もちろんそれに伴って書類等もふえることは確実だと思います。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりしたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第14号につきまして、原案を可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については原案を可とすることに決しました。

◎議案第16号 大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第4、議案第16号 大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましても本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

佐藤政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第16号 大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、改正中の上位法の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案書補助資料の65ページをごらんいただきたいと思います。この条例の改正の趣旨につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、人事行政の運営等の公表事項について人事評価及び退職管理の項目が追加され、勤務評定の文言が削除されたことに伴いまして関係部分を改正し、あわせて行政不服審査法の全部改正の施行に伴い、不服申し立ての文言の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、66ページをごらんください。大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、第2条第2項中第2号として、職員の人事評価の状況を加えます。以下第2号から第4号まで1号ずつ繰り下げて、第6号となった職員の研修及び勤務成績の評定の状況を職員の研修の状況とし、6号を7号とし、8号として職員の退職管理の状況を加えます。第7号を第9号といたします。これは、地公法58条の改正に伴い、法律と同様の改正を行うものです。次に、第3条第2項第2号中、「不服申し立て」を「審査請求」に改めます。これは、行政不服審査法の全部改正の施行に伴いまして、不服申し立ての主流が審査請求に統一されたことに伴い改正を行うものです。

附則といたしまして、この条例の施行日は平成28年4月1日と規定するものでございます。

以上で議案第16号 大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） ページ数でいきますと、66ページになるのですか。その中の第2条の2の中に職員の退職管理の状況というものが新しく加わりました。この職員の退職管理というのは、実際的にはどういう仕事と。退職管理というのは、具体的に少しわからない部分があるので、その辺を説明いただきたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 地方公務員法上、退職管理という規定の中では元職員による働き方の規制、これは元職員の営利企業等に再就職した職員が契約等の事務について実際に今いる職員に対して、例えば上司が頼むのは契約してくれとかしないでくれとかいった要求をする、あるいは依頼をする、そういったことの働きかけ規制、それからその働きかけの規制違反に対する監視ということで、そういった働きかけ規

制を、違反を行ったと疑われる場合には任命権者が言うのは、任命権者が調査をして、公平委員会はその調査を公正に行われるように監視をすると、そういう働きかけ規制に関する監視。それから、地方公共団体の講ずるべき措置として、国家公務員のほうで退職管理のほうは職員の再就職の状況を勘案して、適正に措置を講ずる必要があるよということを言っているのですけれども、地方公共団体においても再就職状況の公表とか、職員あるいは元職員が再就職をすることをあつせんすることを規制したり、職員が退職者にみずから利害関係のある企業に対する求職活動をする、そういったことの規制を定めていますので、情報についてもそういったことの退職管理について措置を講じてくださいということです。一応本市としては、退職管理の法的措置として、市の職員の退職管理に関する規制というものを一応今現在検討中でございます、それから退職管理の状況を公表するというのを考えております。

説明は以上です。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） そうしますと、任命権者自体が報告せよというような形なのですけれども、その調査するとかというのは、何か問題がない限りは調査をしないという形。もし調査する場合には、一応調査をする対象になる職員というのは誰なのか、その辺。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 要は働きかけを受けたというふうな場合、市の職員は公平委員会のほうにその旨を届け出ることになります。今現在その規則をつくっている最中ですが、そういった働きかけがあったときには公平委員会からそういった通知が来ることになると思いますので、そこで市側が調査をするということになりますので、そういった報告がない限り違反がないわけですから、調査のしようがないというふうになると思います。市のほうで再就職の状況として公表する予定のものは、再任用の職員数、あるいは非常勤特別職についての職員数、あるいは外郭団体についての職員数は市のほうで把握ができますので、その辺は公表したいなというふうな今のところ考えていますけれども、営利企業に就職した人の数というのはちょっと把握が難しいという部分はあると思いますので、その辺はちょっと公表の対象にはならない、逆に言うと公表ができない、つかめない、その辺は公表にはならないのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第16号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 大田原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第17号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第5、議案第17号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第17号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市長部局に新たな附属機関を設置することなどに伴い、同条例の別表を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案書補助資料71ページをごらんください。この条例改正の趣旨につきましては、市長の附属機関として4つの機関を新たに設けまして、1つの機関を廃止、教育委員会の附属機関である大田原市中心障害児就学指導委員会の名称及びその担任する事務を変更することに伴いまして、関係部分を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、72ページをごらんください。まず、新設する市長の附属機関としましては、大田原市附属機関設置条例、別表市長の部、附属機関、大田原市新庁舎整備推進委員会の次の委員会の項の次に大田原市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査会、その担任事務として新庁舎建設工事の総合評価落札方式による評価及び審査等に関する事務とします。

2つ目として、大田原市高齢者保健福祉施設整備等に係る法人審査委員会の項の次に大田原市介護予防・日常生活支援総合事業に係る協議体、その担任する事務として介護予防・生活支援サービスの体制整備に向けた事業主体間の情報共有及び連携強化等に関する事務とし、3つ目として、大田原市子育て環境づくり推進会議の項の次に大田原市母子保健連絡協議会、その担任事務として母子保健計画の策定並びに評価及び見直しに関する事務。

73ページへ移りまして、4つ目として、大田原市地域福祉計画策定委員会の項の次に大田原市地域福祉計画推進委員会、その担任事務として地域福祉計画の進捗状況の把握、評価及び見直し等に関する事務と規定しています。次に、廃止する市長の附属機関としまして、大田原市障害者福祉計画策定委員会の項の次の大田原市安心生活創造事業推進委員会、その担任事務、安心生活創造事業に関する事務を削ります。また、別表、教育委員会の部中、大田原市中心障害児就学指導委員会、その担任事務、心身障害児の就学指導に関する事務を大田原市教育支援委員会、その担任事務、特別な支援を有する児童生徒への教育支援に関する事務に改めます。

附則といたしまして、この条例の施行日は28年4月1日と規定いたします。

以上が改正条文でありますけれども、新設される各附属機関の担任事務の具体的な内容及び委員構成、会議の開催予定などをご説明させていただきます。まず、大田原市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査会の具体的な担任事務は、新庁舎建設工事に係る総合評価落札方式の実施の適否に関する事、落札者決定の基準に関する事、技術提案に係る審査及び評価に関する事などを行います。審査委員会は7人で

構成し、外部委員を3人、大学教授等、それから市の職員4人、副市長、総合政策部長、建設部長、建築住宅課長ということにしております。審査会は4月から始まるということになっております。

2番目に、大田原市介護予防・日常生活支援総合事業に係る協議体の具体的な担当事務は、介護予防サービス及び生活支援サービスの体制整備に向けた事業主幹の情報共有及び連携強化、介護予防サービス及び生活支援サービスの企画立案及び方針の決定、その他介護予防サービス及び生活支援サービスの体制の整備に関することです。協議体としては20人以内を構成員としまして、大田原市生活支援コーディネーターの職にある者、地域包括支援センターの職員、大田原市社会福祉協議会の職員、大田原市介護サービス事業者連絡協議会の代表者、大田原市ケアマネジャー連絡協議会の代表者、介護予防サービス及び生活支援サービスを提供する法人等の職員、介護予防・日常生活支援事業に関し識見を有する者を予定しております。任期は3年ということです。会議については、年間6回程度を開催したいということでございます。

3番目の母子保健連絡協議会の具体的な担当事務は、母子保健計画の策定並びに評価及び見直しに関すること。母子保健事業の効果的な実施及び母子保健施策の検討に関すること、母子保健事業に係る保健、医療、福祉及び関係協議機関との連携に関することなどがございます。委員は15人以内で構成しまして、医師会の代表者、歯科衛生士会の代表者、市内医療機関の代表者、市内の小中学校長の代表者、市内の養護教諭の代表者、市内の保育園長及び幼稚園長の代表者、市内の保育園及び幼稚園の保護者の代表者及び市の健康政策課、福祉課、子ども幸福課、学校教育課の職員を予定しております。任期は2年ということで、会議は年間4回程度を開催したいということでございます。

4番目の大田原市福祉計画推進委員会の具体的な担当事務は、大田原市地域福祉計画の進捗状況の把握に関すること、計画の評価及び見直しに関すること、その他計画の推進に関することなどを行いまして、推進委員会の委員は30人以内で構成し、市民組織の代表者、医療団体の代表者、社会福祉関係団体の代表者、市内の小中学校長会、警察署、広域消防組合、児童相談所、職業安定所、市の保健福祉部の職員を予定しております。任期は2年ということで、会議につきましては年間2回程度開催する予定でございます。

次に、教育委員会の附属機関であります大田原市心身障害児就学指導委員会を大田原市教育支援委員会に名称を変更することに関しましては、学校教育法施行令の一部改正がございまして、文部科学省事務次官通知によりまして、就学指導委員会については教育支援委員会に名称を変更することが適当であるという旨の提言がなされたことから、委員会の名称とその担任する事務の文言の修正を行ったので、中身自体は変わるものではございません。

また、大田原市安心生活創造事業推進委員会につきましては、市内全域に見守り体制を組織化することを重点に運営されてきましたが、平成26年度末に市内全域に見守り組織が発足したことによりまして、委員会としての当所の目的が達成されたということで、同委員会を廃止するものでございます。今後はひとり暮らし等の高齢者及び障害のある方に対し、見守り事業を推進する安心生活見守り事業推進会議、これは附属機関ではないのですけれども、そういったものを設置して事業の推進を図っていく予定であるということでございます。

以上で議案第17号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 大田原市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査会なのですが、基本設計のプロポーザル審査会と同じ職以外のメンバーでやっていくのか、新たにまた別に決めて行うのか。それと、幾つか関連していますので、それで、他の自治体を見ますと、きのうも那須塩原とか見学に来たのですが、審査委員さんが、職員のほうが少なく、学識経験者を多くしてやっているのです、どこの自治体も。委員長が、職員以外でみんな全て委員長になっています。ほとんどの全国見ても職員が委員長になっている審査会というのは、少ない。こういった大事な建物やるといふ、それらをちょっとお伺いをしたいです。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） まず、1つ目のご質問につきましては、基本設計プロポーザルのほうにお願いした識者3名、同じ方をお願いしたいと考えています。それから、審査会の長の位置づけでございますが、大田原市の判断といたしまして、副市長が長になるということで、むしろ有識者のほうはちょっと議事進行ではなくて、自由な意見を述べていただく形の立場のほうが有効だろうということで、長のほうは副市長に規定する予定でございます。

それから、有識者と職員との人数関係でございますが、副市長が会長ですので、議事進行をするということで、例えば職員が3名、有識者が3名で同数ということで、可否同数の場合だけ会長が採決にかかわるという形ですので、基本的には有識者と職員が同数的位置づけとなります。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） この審査会の期間というのは、大体おおよそどの程度見ているのか、審査会も含めて。それと、今のお話ですけれども、やはり市民に審査の状態というものをあからさまにしないとまずいと思うのです。きのうも那須塩原市では百十何件の公募があったのですが、やはり審査委員によって応募者が来るらしいのです。若い人たちがもう90パーセント、若い人たちが集まってみんな関心持って来ているものですから、参考にまでにですが、なぜかというお話伺ったのですけれども、やはり建物に非常に興味を持っているのです。図書館をつくることに。図書館で挨拶の中で驚いたのは、大田原市に図書館ができて、西那須の地区の人が全部随分奪われたとはっきり言いました。それを奪い返さなくてはならないとはっきり、そこまで言っているのかなと思ったのですけれども、はっきり市役所のそういった挨拶の中で言いました。それで、三十、何十億円でしたか、かけて駅前につくるわけですけれども、やはり若い人たちがよそからも来てくれるのです。やはり関心持っていると、完成してからもそこへ集まるというのです。集まる。ということでありますから、ぜひ大田原市も庁舎、若い人たちが関心持って集まるのですから、そういったことで、オープンで審査をしていただいて、そして後々までも大田原の庁舎に来てもらうと、関心を持ってもらう。一番いいのはここに住んでもらえればいいのですけれども、そういった関心持ってもらうということが非常に大事だと思うのです。私は、決して陰でこそこそやっているとは思いません。思いませんが、そのくらいの気持ちでこれからいかないと、一般質問でハーモニーホールの修理が云々で出ましたよね。前の市長の高座というあれですけれども、市長から出ましたけれども、でもあれだって私は反対したのですけれども、オープンにやりましたからね、オープンで、審査員が。全国から

オープンで関心持って審査をやったのです。そのくらいやらないと、やはり大事な金を使ってやるのですから、私の意見になりますから、ぜひそのような意見があったときはお伝え願いたい、よろしく願いたします。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） まず、この審査会の設置の期間でございますが、今想定しているのは前の全協でご説明した先行発注型3者協定方式ということで、その工事施工業者が決定するまでということなので、約1年間になるかと予想しております。

それから、ただいまの2つ目のご意見でございますが、前回も基本設計プロポーザルのときもどこまでオープンにするかは審査会の中で冒頭、最初第1回の会議でご審議いただいて決めていただきました。今回も4月、なるべく早い時期に第1回目の審査会を開きたいところなので、その第1回目の中でどこまで今回オープンスペースでは、また審査会の中でお諮りいただきますけれども、小野寺委員には、ご意見については真摯に受けとめた形で対応してまいりたいと考えます。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第17号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第18号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第6、議案第18号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第18号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、改正地方公務員法の施行あるいは特別休暇制度の改正に伴い、関係する2つの条例を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案書補助資料76ページをごらんください。この条例の改正の趣旨につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法並びに学校教育法が改正されまして、28年4月1日に施行さ

れることに伴いまして、法律の引用条項の修正を行うとともに、新たに義務教育学校の周囲が制度化されたことに伴う改正及び特別休暇のうち看護休暇の原因となる子の範囲について拡大をするために関係部分を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、77ページをごらんください。大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正につきましては、第1条中第24条第6項を第24条第5項に改めます。これは、地方公務員法の24条第2項が削除されたことに伴いまして、条項ずれが起きますので、その修正を行うものでございます。次に、8条の2第1項第2号中、「小学校」の次に「義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部」を加えます。これは、学校教育法の改正により、小学校から中学校までの義務教育を一貫として行う義務教育学校というものを新たな学校の種類として規定したことに伴う改正でして、同法において小学校に当たる6年を前期課程、中学校に当たる3年間を後期課程というふうに区分していることに伴う改正になります。また、特別支援学校の小学部に就学している子の追加につきましては、対象外と誤解されないように、より明確化するために目の追加をして改正するものでございます。次に、別表の第1の14の項中、小学校就学を中学校就学に改めます。これは、看護休暇の原因となる子の範囲について、小学校就学の始期から中学校就学の始期に拡大するものでございます。

78ページに移りまして、大田原市職員の旅費支給条例の改正につきましては、第1条中第24条第6項を第24条第5項に改めます。これは先ほど説明しましたように、地方公務員法の改正によって条項のずれを修正するものでございます。

附則としまして、この条例は28年4月1日から施行するというふうに規定するものでございます。

以上で議案第18号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について説明を終了いたします。よろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） ページ数でいきますと、77ページの対照表の中の第8条の中に職員の看護休暇ということでありました。その中で、例えば年度内で5日間は休暇を認められるという形なのですが、年間であれば、子供の看護間の休暇で、市役所は1日しか休暇をとらなかつた、また5月は2日間とかという形で、年間通して連続してではなく1日、1日、1日掛ける5日間とか、そういう形でも認められるのか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 8条の2につきましては、育児または介護を行う職員の早出や遅出の勤務の条例の改正でありまして、要するに早出遅出につきましては時間をちょっと早く出てくる、あるいは遅く出てくるということで、勤務時間7時間45分は変わらないようです、この8条2については。委員おっしゃったのは、別表の1のほうの14のほうになると思うのですがけれども、この場合には1年度において5日間で、これは時間を単位に休暇をとることができます。先ほど言いましたように、連続して5日とる必要はないわけで、要は子の状況によって年度内に5日間とるというような形になります。ちなみに、26年度の実績としましては、38人が子の看護のための休暇をとっていきまして、延べ744時間ぐらいとっています。1人当たり換算しますと、大体2.5日ぐらい子の看護のために休みをとっていると。子供さんが風邪を引いたので、朝ちょっと病院に連れていきますというような形で何時間か休みをとるとというような形で、ト

一タールで1人につき5日はとれるわけですけれども、26年度の実績で言いますと大体2.5日ぐらいとっているというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（君島孝明君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 例えばの話になってしまうと申しわけないのですが、例えば5日以上かかるような看護が必要になったときというのは、今の職員さんの勤務の条例の中ではどういう対応、有給を使ったりとかそういう形での対応をとる形になるのか。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今おっしゃるとおり、年次有給休暇は20日間です。また、繰り越しされる場合も20日ということで、最大で40日まで年次有給休暇がありますので、この間の休暇を使い終わったとしても、年次有給休暇で対応することは可能だと思います。現実的にそうやっている方もいらっしゃると思います。そこで調査したことはないですが、年次有給休暇とるなり子の看護休をとるなりをしますので、今言われたように年次有給休暇の範囲でとることも可能だと思います。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第18号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び大田原市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第7、議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職名の追加等に伴い、同条例の別表を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案書補助資料の82ページをごらんください。この条例改正の趣旨につきましては、先ほど議案第17号でご説明申し上げましたが、附属機関の設置などに伴いまして、新たな非常勤特別職を設ける関係部分を改め、またこれまで非常勤特別職の職名を明確化するために備考を改正するものです。

それでは、改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、83ページをごらんください。大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、別表、総合計画審議会委員の項に新たに大学教授等を新設し、報酬額として月額1万5,000円とします。その他の委員については、改正はございません。次に、建築審査会委員の項の次に新庁舎建設工事総合評価落札方式審査会委員を新設し、大学教授等にあつては月額1万5,000円、その他の委員にあつては月額6,400円とします。次に、個人情報保護審査会委員の項の次に行政不服審査会委員を新設し、弁護士、大学教授等にあつては月額1万5,000円、その他の委員にあつては1万2,000円とします。次に、消防団団員の項の次に特定の職務のみを行う団員として市長が定める団員を新設し、報酬額としまして月額1万円とします。次に、予防接種健康被害調査委員会委員の中に「医師・弁護士等」を「医師、薬剤師及び弁護士」に改め、職名を明確化いたします。

84ページに移りまして、地域福祉計画策定委員会の項の次に地域福祉計画推進委員会委員を新設し、月額6,400円といたします。次に、介護認定調査員の項の次に生活支援コーディネーターを新設し、月額9,500円といたします。次に、介護予防・日常生活支援総合事業に係る協議体委員を新設し、大学教授等にあつては月額1万5,000円とし、その他の委員にあつては月額6,400円とします。次に、安心生活創造事業推進委員会委員の項を削ります。これは、先ほども議案第17号でご説明申し上げましたとおり、同委員会の当所の目的が達成されたということに伴います廃止でございます。次に、子ども・子育て会議委員の項の次に母子保健連絡協議会委員を新設し、月額6,400円といたします。次に、「心身障害児就学指導委員会」を「教育支援委員会委員」に改めます。こちらは、報酬額に変更はございません。

各委員の報酬につきましては、それぞれ担任する事務の審議内容及び本条例の既存委員会の委員の報酬等比較考慮しまして、均衡を図って設定したものでございます。また、これまでの職名を明確化するために備考において第1項で大学教授等というのは大学教授、大学准教授、または博士の学位を有する者と規定いたします。

85ページに移りまして、第2項として、臨床心理士等とは臨床心理士、過去に臨床心理士であった者を含めます。社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、言語聴覚士、またはスクールカウンセラーといたします。第3項は、これまでの金額の表示の方法を修正したものでございます。

附則といたしまして、この条文の施行日は平成28年4月1日と規定いたします。

以上で議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終了いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第19号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第20号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第8、議案第20号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第20号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年人事院勧告に準じて、市長等及び市議会議員の期末手当を改定するために2つの条例を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） それでは、議案書補助資料の88ページをごらんいただきたいと思います。この条例の改正の趣旨につきましては、平成27年人事院勧告に準じまして、市長と議員の期末手当支給割合を改定するために関係部分を改正するものでございます。

まず最初に、人事院勧告の概要、補助資料94ページをごらんください。本市の市長と特別職、それから市議会議員の期末手当につきましては、国家公務員の特定任期付職員の期末手当支給割合を適用しておりますけれども、平成27年12月の支給割合を1.6月分とし、0.05月分引き上げて、28年度以降は6月及び12月に引き上げた0.05月分を再配分するという勧告が行われました。

95ページを見ていただきたいと思いますけれども、この人事院勧告に基づきまして市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当の概要になりますけれども、27年12月期の期末手当支給割合を0.05月引き上げる。1.675月。平成28年6月及び12月については、それを引き上げた0.05分を再配分するというところでございます。支給の一覧表としては96ページの一番下の表になります。現行3.10月であったものを3.15月に人事院勧告に準じて0.05月分引き上げる旨の改定を行うものです。

それでは、87ページに戻っていただきまして、改正の内容をご説明いたします。第1条及び第2条は、市長等の給与に関する条例の一部改正でありまして、第1条では市長等の12月の勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げて、100分の162.5から100分の167.5に引き上げる旨の規定です。第2条は、第1条で規定した期末手当を6月及び12月の支給割合を0.025月分に再配分する旨の規定です。第3条及び第4条は市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でありまして、第3条で市議会議員の12月期末

手当の支給割合を0.05月引き上げる100分の162.5から100分の167.5へ引き上げる旨の規定です。第4条は、第3条で規定した期末手当を6月及び12月の支給割合を0.025月分再配分する旨の規定です。

附則といたしまして、第1項でこの条例は第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条は28年の4月1日から施行する旨規定いたします。第2項で第1条及び第3条の改正後の市長等の給与条例及び改正後の議員報酬との条例の規定は、27年12月1日から適用する旨規定いたします。第3項で改正後の市長等の給与条例または改正後の議員報酬等の条例を適用するに当たって、改正前支給及び改正前の市長等の給与条例または改正前の議員報酬等条例に基づき、既に支給された期末手当というものはもう内払いしたというような旨の規定でございます。

以上で議案第20号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終了いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第20号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 市長等の給与に関する条例及び大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第21号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第9、議案第21号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第21号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年人事院勧告に準じて、任期付職員も含めた一般職の給料表及び勤勉手当等を改定するため、2つの条例を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 議案書補助資料105ページをごらんください。この条例改正の趣旨につきましては、平成27年人事院勧告に基づき給与改定を行うとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が28年4月1日から施行されることに伴いまして、関係部分を改正するものです。

それでは、まず27年の人事院勧告の概要及びそれに対応する本市の給与改定の概要を説明しますので、117ページをごらんください。平成27年度人事院勧告の概要ですけれども、一般職員について行政職俸給表について、1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度改定し、高齢者層については1,100円の引き上げを基本に改定を行うということです。いわゆるベースアップという部分です。2番目の地域手当については、平成27年4月にさかのぼって0.5%から2%引き上げ、平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引き上げるというもので、この勧告によれば、本市の地域手当は現行の4%から平成27年4月にさかのぼり5%、28年4月からは6%の支給対象となる地域となります。勤勉手当については、記載のとおりの支給月数とし、平成27年4月の支給割合を0.1月分に引き上げ、再任用職員については0.05月を引き上げるというものです。また、平成28年6月以降の支給割合を6月と12月に0.05月分ずつ振り分け、再任用については0.025月分ずつ振り分けるというものでございます。

118ページに行きまして、特定任期付職員につきましては先ほど議案第20号で説明したとおりでございます。実施月につきましては、俸給表及び地域手当については27年4月1日、勤勉手当については27年12月1日と28年4月1日にそれぞれ実施するというものでございます。

以上の国の人事院勧告を受け、本市の給与改定の概要について説明いたしますので、119ページをごらんください。平成27年度及び平成28年度の給与改定の概要ですけれども、まず一般職について、給料表は初任給、若年層、高齢者層及び再任用職員について勧告どおりの改定を行います。技能労務職給料表についても、行政職給料表に準じて改定を行います。地域手当については、本市の財政状況を考慮し、当面の間改定を見送り、現行の4%のままといたします。勤勉手当につきましては、人事院勧告どおりの月数とし、支給割合の詳細については122ページをちょっとごらんいただきたいのですが、一覧表のとおりで、再任用以外の一般職員及び特定管理職員は、現行の4.1月から4.2月、再任用職員については現行の2.15月から2.2月へ引き上げとなります。

もう一度120ページに戻っていただきまして、（4）の昇給の回復としまして、平成27年4月から地域手当の支給割合の引き上げを含んだ給与制度改定に伴う原資確保のために、27年1月1日の定期昇給について、1号給の抑制を行いました。今年度は、地域手当の改定を見送ったということもございまして、実施しないことから、1号給の回復を28年1月1日にさかのぼって実施したいというものでございます。

次に、121ページへ移りまして、人事院勧告以外の改正としましては、地方公務員法の改正に伴いまして条項ずれの修正、それから職務表の名称の変更、それから人事評価の明記、それから再任用を伴う改正で、2級における職務に施設長の職務を再任用として追加するものでございます。

それでは、改正内容を説明しますので、98ページをごらんください。第1条は、大田原市の一般職の職員の給与に関する条例の改正で、給料より勤務手当に関する規定になります。1級初任給2,500円引き上げ、若年層についても同程度、高齢者層については1,100円の引き上げを行いまして、詳細については記載の別表第1、行政職給料表のとおりでございます。また、再任用職員についても1,100円引き上げを行います。

再任用職員については、その行政職給料表の一番最後、102ページのほうになりますけれども、再任用職員ということで、表の末尾のほうに記載しております。21条の勤勉手当の規定につきましては、特定幹部職員、行政職給料表の適応分職員のその職務能給が6級以上で総括主幹等技術幹を除きますけれども、それ以外の6級以上の職員及びそれ以外の職員とも12月の支給分について0.1月分引き上げて、再任用職員については0.5月の引き上げを行う旨の規定です。また、規則の第11項で、前年度より平成30年3月31日までの間、6級以上の特定の職位及び特定幹部職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以降の給与の減額をしておりますけれども、この勤勉手当の引き上げに伴い、その減額利率を改正するものでございます。

続きまして、102ページ、第2条になります。地方公務員法の改正施行に伴いまして、地方公務員法24条で規定する給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準のうち第2条が削除されまして、項が繰り上げになるために引用条項のずれを修正いたします。第4条の2の見出しも等級別基準職務表に改め、同条中の級別職務分類表を等級別基準職務表に改めます。こちらは、地方公務員法の改正をそのとおり行った形になります。次に、5条第4項で職員の昇給について、規則で定める日以前を加え、第21条第1項で勤勉手当について、直近の人事評価の結果と基準日以前2.6カ月以内の期間の勤務状況に応じて支給することを明記いたします。また、21条2項で、第1条において規定した勤勉手当について、平成28年6月支給分と12月支給分で再配分をする旨を規定いたします。

附則第11項についても同様に比率の改正を行います。さらに別表第2中の給別職の分類表を等級別基準職務表に、職務の名称を「基準となる職務」に改め、同表2級の項に再任用職員の施設長の職務を加えるとともに、4級の項で施設の職務に2級の施設長を除く、を規定いたします。

103ページへ移りまして、第3条が大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正で、給料及び期末手当に関する規定になります。特定任期付職員の給料表を1,000円、任期付職員等の給料を2,500円から1,600円の範囲で別表第1及び別表第2のとおり、記載のとおり引き上げを行います。期末手当につきましても12月支給分について0.05月の支給を行います。第4条は、地方公務員法の改正施行に伴い、第2条で説明のとおり条項ずれを修正し、「任期付職員級別職務分類表」を「任期付職員等級別基準職務表」に改め、第3条において規定した期末手当について、28年6月支給分と12月支給分に再配分します。別表第3の「職務」の名称を「基準となる職務」に改めます。

附則としまして、第1条で条例は公布の日から施行し、第2条と第4条の規定は平成28年4月1日から施行し、第2項で第1条及び第3条の改正後の条例は27年4月1日から、附則の3条は、済みません、次のページです。28年1月1日から適用する旨規定します。

104ページへ移りまして、第2条では27年4月1日の前日において、任期付職員に係る最高の号給及び給料月額を受けていた職員については、改正後の任期付職員条例別表第1の給料表との権衡を考慮して、規則で定める旨規定いたします。第3条では、27年4月から地域手当支給の割合を含んだ給与制の改正に伴う現資格のため、27年1月1日の定期昇給について1号の抑制をされましたけれども、今年度地域手当の改定を実施しないことから、28年1月1日にさかのぼり1号給の回復を行う旨の規定です。第4条は改正後の給与条例等を適用するに当たり、改正前の給与条例等規定に基づき、全て支給された給与というものはその内払いとみなすものの規定でございます。第5条は委任規定でございます。

以上で議案第21号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用

及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終了いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

前野委員。

○委員（前野良三君） 地域手当ですか、慣行どおり実施しない理由はどういうことですか。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 財政状況が厳しいということが一番大きいことなのですが、この地域手当につきましては、民間企業が比較的高い地域に在勤する公務員に対して地域間格差を埋めるということで、詳細な数字は総務省が公表していないけれども、大田原市に立地している企業、大企業ほど民間企業も影響を受けたと思うのですが、ほかの、業務的に人事院勧告は毎年4月1日現在の官民中の格差を比較して格差の度合いに改定するということなのですが、ご存じのように市内位置する企業の業績悪化、それ以降に発生した状況ということですので、27年時には、直接影響はしていないかと、ほかの影響があつて税収が落ち込んだということでございますので、税収が落ち込むというのは非常に市にとっては深刻な状況ですので、苦渋の判断をして、地域手当の改定のみ見送ったというのが実情でございます、これにつきましては職員組合の中には説明して、一定のご理解をいただいている状況でございます。

○委員長（君島孝明君） 前野委員。

○委員（前野良三君） 職員に対して、従来から人事院勧告って、有利であれ不利であれ、大田原市の場合は準じてきたはずなのです。ここ最近ひとつおくれて、要するに定昇に関しても戻したと。何か一つ、職員が瑕疵があるみたいな、また事業の内容とか何かにつきましても、職員の給料を減らしてまで支払うべきものも受けられなくて、何より事業やるときは、多分言っていないと思いますよ、みんな。まして、今人がかなり減っていて、職員の負担もかなり多いので、せめて人事院勧告のとおりぐらいには、やっぱり実施しないと、職員に対して志気にかかわるのではないかな、そんな感じで理事者に言っているわけではないのであれなのですが、そんなことです。

○委員長（君島孝明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 今の前野委員のご意見を真摯に受けとめたいと思います。確かに職員の士気に影響が絶対ないかという、それは否定できませんので、それについてはなるべく早い段階で、地域手当の改定については引き続き検討してまいります。決して職員の地域手当を引き上げてしまうと、市の支払いとか財政に影響を及ぼすということ、そこまで深刻ではございませんけれども、ただ住民の、市民の皆さんに対する説明として、実際立地企業の業績悪化に伴って税収が落ちたということは事実でございますので、そういった観点で、市民の方に対する説明として今回は地域手当の分だけは改定を見送るざるを得ないという形で苦渋の判断をした結果でございますので、職員の士気への悪影響については配慮しながら今後も対応してもらいたいと思います。

○委員長（君島孝明君） 前野委員。

○委員（前野良三君） 再三申し上げるのが、独自要求でやればそういう時期ではないというような形かもしれないけれども、最低限人事院勧告、これぐらいはお守りいただくといえますか、そんな形をとっていただきたいと思いますので、要求いたします。

○委員長（君島孝明君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 資料ですけれども、103ページですね、タブレットの方で、ここの特定任期付職員と任期付職員給料表がありますね。それと、いつも手当出ています各施設のそこの責任者というのでしょうか、そういった表が別表、この資料にはないですけれども、別に説明されていますけれども、その関連というか、具体的にどういう方が今回の特定とか任期付とか、ちょっとくどいようだけれども、別表の施設の管理者になっている方の部分、どういう区分けになっているのかをお願いします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） こちらの表の特定任期付職員につきましては、今現在本市として採用している職員はございません。任期付職員につきましては、今現在2名採用してまして、ただこの給料、これはフルタイムの場合の給料でして、今現在私のほうで採用しているのは短時間職員という形で、この給料表をもとに時間を割り返して、短時間で採用している職員が2名います。あと、別表である施設長と言われている部分につきましては、地区公民館長あるいは保育所長、あるいは出張所長、そういったものが施設長という形になります。

以上です。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第21号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 大田原市一般職の職員の給与に関する条例及び大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第22号 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） 次に、日程第10、議案第22号 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第22号 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、改正地方公務員法の施行に伴い、関係条例の規定を一部改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（君島孝明君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 補助資料の126ページをごらんいただきたいと思います。趣旨につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が28年4月1日から施行されることに伴いまして関係部分を改正するものですが、議案21号でもご説明申し上げましたとおり、一般職の職員の給与同様、勤勉手当について直近の人事評価の結果と基準日以前の6カ月の期間の勤務の状況に応じて支給することを明確にするものでございます。

125ページをごらんいただきたいのですが、大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例第13条中「在職期間」を「基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6カ月以内の期間における勤務の状況」に改めます。

附則としたしまして、この条例の施行日は28年4月1日と規定します。

以上で議案第22号 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第22号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件については全て終了いたしました。

◎散 会

○委員長（君島孝明君） これにて本日は散開いたします。

午前11時50分 散会

総務常任委員長